

大分大学医学部予算配分協議会細則

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定に基づき、大分大学医学部予算配分協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 基盤教育経費及び基盤研究経費の配分基準に関すること。
- (2) その他予算の配分に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 病院長
- (4) 学術情報拠点副拠点長（医学図書館担当）
- (5) 学科長
- (6) 医学科の教授 3人
- (7) 看護学科の教授 1人
- (8) 先進医療科学科の教授 1人
- (9) 医学・病院事務部長
- (10) その他学部長が必要と認めた者 若干人

2 前項第6号から第8号まで及び第10号の委員は、学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

附 則（平成21年医学部細則第2-1号）

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第6号、第7号及び第9項の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部予算配分協議会規程（平成16年医学部規程第2-1号）は、廃止する。

附 則（令和3年医学部細則第2-1号）
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部細則第2-1号）
この細則は、令和5年4月1日から施行する。